

本庁舎等中央監視及び知事公舎点検業務に係る入札説明書

(内 訳)

入札説明書

入札保証金説明書

仕様書

契約書(案)

入札書

委任状

入札辞退届け

質疑書

- ① 質問事項については、契約条項となりますので、正式な文書(記名、捺印)にて令和6年3月 12 日(火)までに総務部管財課庁舎管理班宛てに提出してください。質問事項がなければ、提出は不要です。
- ② 質問事項への回答については、令和6年3月 14 日(木)までに回答します。

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県総務部管財課庁舎管理班

電話番号 098-866-2106

F A X 098-866-0246

1 競争入札に付する事項

本庁舎等中央監視及び知事公舎点検業務

(1) 契約方法

一般競争入札とする。

(2) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 業務概要

本庁舎等、知事公舎の設備機器の適切な管理、執務環境の維持、防災センターとしての任務を担う。その他業務詳細については別紙「特記仕様書」のとおり。

(4) 入札方法等

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額(税抜き金額)を入札書に記入してください。

(5) 落札金額

入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とします。

(6) 入札執行日時及び場所

令和6年3月18日(月) 10時00分 沖縄県本庁舎11階第5会議室

2 競争入札に参加する者に必要な資格

沖縄県ホームページ掲載の「本庁舎等中央監視及び知事公舎点検業務に係る一般競争入札公告」による一般競争入札参加資格を有すると認められた者

3 入札保証金に関する事項

令和6年3月15日(金)までに見積もる契約金額(税込金額)の100分の5以上の金額を納付して下さい。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除されます。

なお、入札保証金は、入札終了後還付します。ただし、落札者には、契約締結後還付します。

(1) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証書を提出したとき。

(2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

4 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとします。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行います。入札回数は3回(1回目の入札を含む)までとします。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとします。

5 入札執行人及び立会人

沖縄県総務部管財課職員

6 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

名 称 沖縄県総務部管財課庁舎管理班

所在地 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

7 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

8 その他

(1) 入札の無効

次の入札のときは、無効とします。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わるできません。

- ア 入札に参加するに必要な資格のない者が入札したとき
- イ 入札者が法令の規定又は入札条件に違反したとき
- ウ 入札者又はその代理人が入札事項に対し2以上の入札をしたとき
- エ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2以上の代理をしたとき
- オ 入札者が連合して入札したとき
- カ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき
- キ 入札者の納付した入札保証金が所定の金額に達しないとき
- ク 入札書に記名押印がないときその他記載事項を確認できないとき
- ケ 委任状を持参しない代理人が入札をしたとき
- コ 入札書の表記金額を訂正して入札したとき

(2) 契約保証金

契約金額(税込金額)の 100 分の 10 以上の金額を納付してください。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除されます。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約(契約額の 100 分の 10 以上)を締結し、その証書を提出したとき

イ 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき